

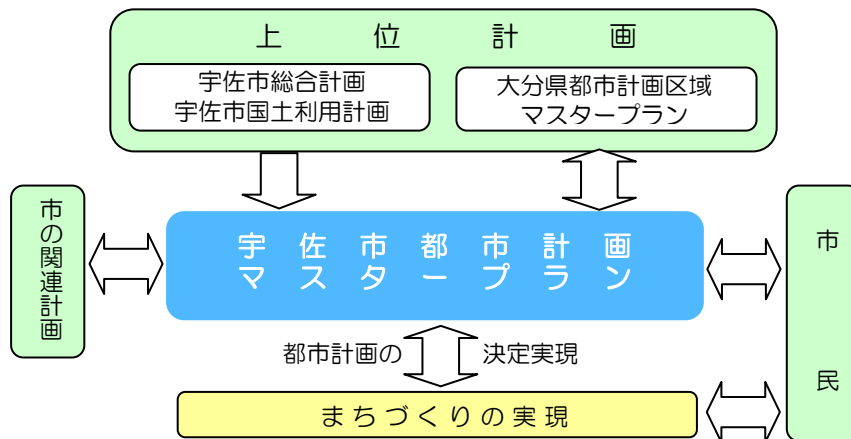
# 第1章 都市計画マスタープランの概要

## 1.1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。都市計画マスタープランは主として都市計画区域が対象ですが、宇佐市においては市域の一体的な発展、健全な土地利用の誘導のため、都市計画区域外、旧安心院町、旧院内町も含め、市域全体を対象に都市（まち）づくりの方針を示します。特に都市計画区域内の市街地について、重点的に地域整備の方針を示します。

また、この都市計画マスタープランは、上位計画である「宇佐市総合計画」や「大分県都市計画区域マスタープラン」をはじめとする関連計画等と整合を取りつつ、本市の特性や課題、市民の意見を反映しながら、市の都市計画に関する総合的な指針として策定します。

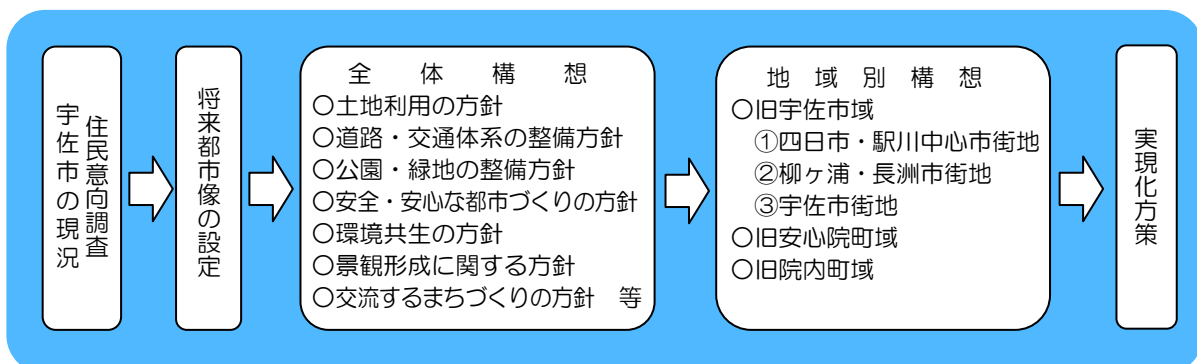
旧宇佐市においては平成9年3月に「宇佐市都市計画マスタープラン」を策定していましたが、計画策定から10年以上経過し、また、平成17年3月には宇佐市、安心院町、院内町の1市2町が合併し新たな宇佐市が誕生しました。これに伴い、新宇佐市の新たな都市計画マスタープランを策定していくものとします。



## 1.2 都市計画マスタープランの構成

### (1) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランの策定にあたっては、まず都市の現況と課題を踏まえ、これから本市が都市づくりを進めていく上での目標（将来都市像）を明確に設定します。そして、この目標のもとに、市全体の骨格的な都市構造（全体構想）と、各地域における市街地像（地域別構想）を示します。



## (2) 計画の目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後の平成42年（2030）を目標とした将来都市像を設定し、具体的な整備については概ね10年程度を目標に定めます。また、社会経済状況の変化に対応して、必要に応じ見直します。

## 1.3 地域区分の考え方

地域区分については、宇佐市のこれまでの合併経緯や歴史的経過を踏まえるとともに、地域コミュニティのまとまりに配慮し次のように区分します。

